

社会福祉法人光台寺福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人光台寺福社会の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償費に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表1により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

(実施期日)

この規定は、平成29年4月1日から適用する。

(現規則の廃止)

・平成14年4月1日より実施の「社会福祉法人光台寺福社会旅費規程」は、これを廃止する。

別表 1

日 当	旅 費	宿泊費	その他
3,000 円	実費	実費	実費

(備考) 車による出張の場合、路程に応じ 1 キロメートル当たり 40 円とする。
なお、路程の計算は地図等により距離を参照する。